

東京大学医学図書館運営委員会規則

制定 平成4年7月15日
改正 平成6年3月18日
改正 平成13年6月25日
改正 平成14年12月4日
改正 平成15年7月2日
改正 平成16年4月1日
改正 平成19年7月11日
改正 平成22年3月17日

(設置)

第1条 東京大学大学院医学系研究科・医学部に医学図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成する。

- 2 委員長は、図書館長をもってあてる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員の中より副委員長を指名することができる。
- 4 委員は、次の各号に掲げる母体から選出する。
 - (1) 基礎ブロックより2名の教授または准教授
 - (2) 病院ブロックより2名の教授または准教授
 - (3) 健康科学・看護学専攻より1名の教授または准教授
 - (4) 国際保健学専攻あるいは公共健康医学専攻より1名の教授または准教授
 - (5) 薬学系研究科・薬学部より図書委員長または副委員長
 - (6) 情報化推進部長
 - (7) 医学部・医学系研究科事務長
 - (8) 附属病院事務部長
 - (9) 医学図書館職員（係長相当以上の職にある者）
 - (10) その他委員長が必要と認めた者

(任命)

第3条 委員は、医学系研究科長・医学部長が任命する。

(任務)

第4条 委員は、医学図書館の組織・運営に関する基本的事項を審議する。その結果は必要に応じて教授総会に諮るものとする。

(任期)

第5条 第2条第4項第1号、第2号、第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し事務職員の場合は、官職に対応するものとし当分の間任期を定めない。

2 任期の定めのある委員が任期の途中で交代した場合には、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集)

第6条 委員長は必要に応じ、委員会を招集し、その議長となる。

(代理)

第7条 委員会を欠席する場合は代理の委員を出席させることができる。

(教職員の出席)

第8条 委員長は、必要と認めた場合には、委員会に委員以外の本学教職員の出席を求めることができる。

(小委員会)

第9条 委員長は、必要に応じて委員会に諮り、小委員会あるいはワーキンググループを設けることができる。学外からも委員を加えることができる。

附 則

この改正は、平成6年3月18日をもって施行し、平成6年4月1日より適用する。

附 則

この規則は、平成14年12月4日をもって施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成15年7月2日をもって施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年7月11日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則の施行によって新たに任命される第2条第4項第3号及び第4号の委員の任期は、第5条本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。